

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年1月から22年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年9月1日から23年5月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成23年5月1日から同年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは、標準報酬月額53万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から23年7月1日まで

ねんきん定期便に記入されている申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額よりも低く記録されているので、これまでその都度、

年金事務所に照会したが、いずれも、ねんきん定期便の記録どおりであるとの回答を受けた。

A社での給与額は、平成20年1月に改定されて以降、現在まで変わっていない。

申立期間は改定後の給与額であり、申立期間に係る源泉徴収票を提出するので、当該期間に係る標準報酬月額を実際の給与額に見合った記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成20年1月1日から23年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、当該期間のうち、平成20年1月1日から23年5月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立期間当時のA社の顧問税理士から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年1月から22年2月までは50万円、同年3月から23年4月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの報酬月額を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に届けていなかったことを認めていることから、事業主は、前述の賃金台帳等から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主

は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成23年5月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年5月及び同年6月は38万円と記録されている。しかし、前述の顧問税理士から提出された貸金台帳及び源泉徴収簿によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までは、標準報酬月額53万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を43万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表及びB市C区役所から提出された申立人に係る個人市・県民税回答書から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、43万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間に賞与の支払が確認できる者のうち19人については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とされない記録とされていたところ、これらのうち7人について、事業所が年金記録確認京都地方第三者委員会（当時）に対して一括代理申立てを行った際に、事業所は「申立期間当時、賞与支払届の提出を失念した。」旨回答していることから、事業主は申立人についても申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成16年5月から同年10月までは18万円、同年11月から17年8月までは20万円、18年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月1日から17年9月1日まで  
② 平成18年6月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に支給された給与の額よりも低く記録されている。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年5月から同年10月までは18万円、同年11月から17年8月までは20万円、18年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に納付したと主張しているが、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額  
の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを  
確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、  
行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで

申立期間の国民年金のことについて、私自身は関与していないが、昭和48年頃、母が、「国民年金は老後のために絶対に必要なものだから、学生の間は私が納付しておくが、あなたが就職しても、退職後は保険料を納付し続けなさい。」と言っていたことを覚えている。

このように言っていた母が、私の国民年金保険料を納付せずにはいたとは考えられず、母が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、申立期間直後から勤務する会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成18年4月1日であり、申立期間に係る国民年金の被保険者資格に関する記録は無く、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与していない上、これらを行っていたとされる申立人の母は、現在病氣療養中であり、同人に直接事情を確認することができないため、当時の具体



的な状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6669（奈良国民年金事案 492、760 及び 1064 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間及び37年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで  
② 昭和37年1月から41年3月まで

申立期間①について、A県B市で同居していた母親が、大家のところのおばあさんに国民年金保険料を納付していた。

申立期間②について、A県C市で住んでいたアパートの管理人が、家賃、電気代及び水道代のほかに国民年金保険料を集金していた。同人には年1回ないし2回、集金の帳面を見せてもらっていた。

このことをこれまでに3回、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）に申し立てたが、申立期間②においてC市に居住していたことが確認できないなどとして、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを認めてもらえなかった。

今回、新たな資料として、平成24年12月26日付け修正により、昭和38年10月19日にC市に住所が異動したことを証する戸籍の改製原附票の写し及び申立期間②当時の住所地の住居表示が41年9月1日付けで変更されたことの証明書を提出するので、申立期間①及び②について、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月20日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、この時点で申立期間①及び②の一部について時効に

より国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人に係る戸籍の改製原附票により、42年7月12日にD市（現在は、B市）からC市に住民票上、住所変更したことが確認でき、それ以前の期間は同市で保険料を納付することはできず、同市の国民年金被保険者台帳においても、昭和41年度から45年度までは納付を意味する「12」と記載があるものの、36年度から40年度までは未納を意味する空欄であること、iii) 申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、オンライン記録により昭和41年4月から保険料が納付されていることが確認でき、これは申立人と同じ記録となっていることなどから、既に奈良委員会の決定に基づき平成21年4月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、申立人は、申立期間②の当時、住民票上もD市からC市に住所変更し、同市で国民年金保険料を納付することが可能であった証拠として、同市内の貸室を昭和37年1月9日付けで契約したことを示す契約書、38年\*月\*日に出生した長男に係るA県E市長名の記された出生届出済証明（妊婦及び子の保護者欄の居住地が、C市となっている。）及びC市長名の記された種痘済証、急性灰白髄炎予防接種済証等を新たに提出し、再度、申立てを行った。

しかし、i) 貸室の契約は必ずしも貸室所在地に住民登録をしていることが求められるものではないこと、ii) 出生届出済証明の記載に「居住地」の記載はあるものの、これが住民登録のある住所地とは限らないこと、iii) 急性灰白髄炎等の予防接種は、住民票のある市町村からの依頼書等によりほかの市町村でも接種可能であったことなどから、申立人に係る戸籍の改製原附票で確認できる昭和42年7月12日より以前にC市に住民登録していたことが確認できる資料とは認められないことから、これらは奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に同委員会の決定に基づき平成22年3月3日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、申立人は、申立期間②の当時、C市のアパートに居住し、電気代、水道代などとともに国民年金保険料をアパートの管理人に渡し、納付してもらっていたとしており、当該アパートに居住していたことを証言してくれる知人がいるとして、再度、申立てを行った。

しかしながら、i) 申立人が証言者として氏名を挙げた二人は、申立人が当該アパートに居住していたことは知っているものの、申立人が国民年金保険料を管理人に渡し納付してもらっていたか否かについては知らないと述べていること、ii) 当該知人のうちの一人が当該アパートの管理人として氏名を挙げた者が、「私は、昭和40年頃アパートに入居し、46年頃から管理人をしていた。私の前任の管理人は保険料の集金をしていたと思う。私もその管理人に、保険料を渡して納付してもらった記憶がある。」と述べているものの、申立人

が保険料を渡し納付してもらっていたとする申立期間②の当時のアパートの管理人の所在は不明であり、当該管理人が申立人の保険料を集金していたことが確認できないことから、申立期間②について保険料を納付したことをうかがわせる新たな状況はうかがえず、ほかに奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に同委員会の決定に基づき平成23年3月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、C市において申立期間②に係る国民年金保険料を納付することが可能であったことを証する資料であるとして、平成24年12月26日付けで修正された申立人に係る戸籍の改製原附票及びC市が発行した住居表示変更の証明書を新たに提出し、年金記録の訂正を求めて申し立てている。

しかし、提出されたB市長発行の戸籍の改製原附票を見ると、平成24年12月26日付けで、C市に住所を定めた日が昭和42年7月12日から38年10月19日に修正されたことを確認できるものの、申立期間②当時の申立人に係る国民年金事務の管理は、修正前の戸籍の改製原附票により確認できる住所地に基づいて行われていたものと考えられることから、住所を定めた日が事後に修正されたことをもって、申立期間②当時に申立人がC市において国民年金保険料を納付していたことを示す事情とは認められない。

また、申立期間①については、今回、新たな資料等の提出は無く、前述の附票と同時に提出された住居表示変更の証明書については、単なる住居表示の変更を証するものにすぎない。

このほか、奈良委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（京都）国民年金 事案 6670

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から52年3月まで

会社を退職した昭和45年3月頃、自宅近くの建物で行われた何かの説明会に行った際に、市役所職員から国民年金への加入を勧められたのを契機に、A県B市C区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間に係る国民年金保険料は、当初2,500円で最終的に5,500円ぐらいだったと思うが、区役所から送られてきた納付書を用いて、毎月、銀行又は郵便局で納付した。

申立期間が未納とされていることは納得できないので、もう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月4日に払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月頃に行われたものと推認され、このことと45年3月に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金の最初の資格取得日が昭和42年11月10日と記載されていることから、前述の加入手続時点（昭和52年7月）において、昭和42年に遡って強制加入被保険者として資格を取得したものと考えられ、この場合、申立期間のうち、50年3月以前の期間は、既に時効が成立しているため、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和50年4月以降の期間は、別途、交付される国庫金納付書により過年度納付することが可能

ではあるものの、申立人は、「遑ってまとめて納付した覚えは無い。」と陳述している上、申立人が記憶する申立期間に係る保険料額及び収納方法は、B市における当時の実情と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の昭和52年8月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が申立期間当時に払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は7年1か月に及んでおり、これほどの長期間にわたり、申立人に係る国民年金保険料の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から54年3月まで

国民年金保険料は、期限内に納付するように両親から何度も言われていたので、それをしっかり守って納付してきた。

申立期間に係る国民年金の加入手続は、昭和52年8月に会社を退職するときに、会社の総務の人が行ってくれ、その後、申立期間の国民年金保険料は、送付された納付書を用いてA県B市C区役所の窓口で納付した。

そのときの領収証書は、何度かの転居で紛失してしまったが、国の台帳には、納付がしっかり記録されていると信じていた。申立期間が未納とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月に会社を退職する際、同社の担当者が国民年金の加入手続を行い、当該加入後の申立期間に係る国民年金保険料は、送付された納付書を用いてB市C区役所の窓口において納付した旨主張している。

ところで、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和44年2月と55年8月に異なる国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、44年2月にB市C区において最初に払い出された手帳記号番号に係る被保険者資格の記録については、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄において、申立人が47年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴って喪失していることが記されているものの、これ以降において、再度、取得した旨の事跡は無く、申立人に係る同区の国民年金被保険者名簿においても、当該手帳記号番号に係る被保険者資格の得喪記録は当該年金手帳の記録と同様となっており、これらのことから判断すると、当該手帳記号番号による国民年金の再加入手続は、行われていないものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、前述のとおり、申立人には昭和55年8月に国民年金手帳記号番号が、B市D区において婚姻後の姓で払い出されていることが確認できるところ、当該払出しに係る加入手続の時期は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年6月頃と推認され、52年8月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

さらに、前述の昭和55年6月の加入手続時点において、申立期間のうち、52年8月から53年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同年4月から54年3月までの期間は過年度納付が可能であるが、申立人は、B市C区役所の窓口で納付したとしているところ、同市は、区役所窓口において過年度保険料を収納することは無かったとしている。

加えて、申立人に対し、前述の二つとは別の婚姻前の姓による国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



近畿（和歌山）国民年金 事案 6672（和歌山国民年金事案 735 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、大学を卒業後の昭和 51 年 4 月から、亡父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、60 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれたことを記憶している。私は、57 年 2 月に結婚したが、妻の保険料を同年 4 月から納付した亡父が、実の息子の保険料を納付しないとは考えられない。

また、昭和 60 年度以降の国民年金保険料は、私自身で納付しており、確定申告を行うため作成したノートにおいても、夫婦二人分の保険料納付額を記載している。

以上のことを年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に申し立てたが、認められない旨の通知があった。

今回、申立期間のうち、期間の特定はできないが、当時の A 組織長からの要請により、女性が国民健康保険料及び国民年金保険料の集金をしていたので、当時の状況について調査の上、再度、審議してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月 26 日に払い出されていることが確認できるところ、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間のうち、51 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人は、「亡父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。」と主張しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとす

る申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができないこと、iii) 申立期間のうち同年4月から61年3月までの期間については、申立人は、「昭和60年度からは、私が夫婦二人分の保険料を納付した。」と主張しており、申立人が所持する確定申告を行うため作成されたノートによると、昭和60年に係るページに「国民年金157,860」の記載が確認でき、これは昭和60年度における二人分の年間前納保険料相当額と一致しているものの、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和61年3月26日時点では、昭和60年度の保険料を前納することができないこと並びにオンライン記録において、申立人の妻及び申立人の母親が同年度に係る保険料を前納していることが確認できることから、前述のノートに記載された金額は、申立人の妻及び申立人の母親の前納保険料の合計金額であるものと推認でき、当該記載をもって、申立人が同年度に係る保険料を納付していたものと認めるには至らないことなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成23年2月9日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「当時、A組織長からの要請により、女性が国民健康保険料及び国民年金保険料の集金をしていたので、当時の状況について調査してほしい。」旨申し立てている。

しかし、上記の集金人は、「国民年金保険料及び国民健康保険料の集金業務をしていたが、詳細については、はっきりとは覚えていない。」旨陳述しており、当該集金人から申立人の申立期間における保険料の具体的な納付状況について陳述を得ることができない。

そのほかに和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から58年9月までの期間及び平成11年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から58年9月まで  
② 平成11年2月

私は、昭和49年11月の婚姻後に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、昭和58年頃にA県B市へ転居した後に、C金融機関の夫婦それぞれの預金口座から口座振替により納付していたこと以外、詳細については覚えていない。

夫の国民年金保険料は、昭和58年4月から同年9月までの期間を除き全て納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間①及び②の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和49年11月の婚姻後に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において58年5月に払い出されており、国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年3月下旬ないし同年4月上旬に行われたことが推認できることから、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、49年11月から55年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、前述の加入手続時期からみて、申立期間①のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から58年9月までの保険料は現年度納付及び過年度納付が可能であるが、申立人は、「保険料納付について、58年頃にB市へ転居した後に、C金融機関の預金口座から口座振替により納付していたこと以外、詳細については覚えていない。」

旨陳述しており、申立人から口座振替以外の納付方法による保険料納付について陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「昭和 58 年頃に B 市へ転居した後に、C 金融機関の預金口座から口座振替により納付していた。」旨主張しているが、C 金融機関 D 支店は、「申立人名義の預金口座の開設日は、昭和 59 年 1 月 6 日である。」旨回答していることから、申立期間①の国民年金保険料については、申立人が記憶する同金融機関同支店の申立人名義の預金口座における口座振替による納付はできない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C 金融機関 D 支店から提出された申立人夫婦それぞれの名義の預金口座に係る平成 11 年 1 月から 13 年 3 月までの預金取引明細表における国民年金保険料の口座振替日及びオンライン記録における申立期間②前後の納付日から、当該期間の保険料の口座振替日は、11 年 3 月 5 日であったことが推認できるが、申立人名義の預金口座における預金取引明細表を見ても、当該期間の保険料が口座振替により納付された記録は確認できない。

また、A 県 E 市は、「申立期間②当時、口座振替不能となり納付できなかった月の国民年金保険料については、再振替を行わず、口座振替不能分の納付書を送付していた。」旨回答しているところ、申立人は、「私の保険料について、口座振替以外の納付方法は覚えていない。」旨陳述している上、当該期間の保険料納付を示す関連資料（日記、家計簿及び確定申告書等）も無く、当該期間に係る納付状況を確認することはできない。

さらに、申立期間②については、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

- 3 このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する詳細な記憶は無いとしており、申立期間①及び②における国民年金の手続及び保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできない上、申立人夫婦から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年9月まで  
昭和49年11月の婚姻後は、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

妻は、国民年金の住所変更等の手続及び国民年金保険料の納付について、昭和58年頃にA県B市へ転居した後に、C金融機関の夫婦それぞれの預金口座から口座振替により納付していたこと以外、詳細については覚えていない。

私は、仕事に専念していたので、国民年金に関することは覚えていないが、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立人は、昭和58年3月27日にA県D市からB市に住所変更していることが確認できる。婚姻後の申立人夫婦の国民年金の住所変更等の手続及び国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、「58年頃にB市へ転居した後に、C金融機関の夫婦それぞれの預金口座から口座振替により、国民年金保険料を納付していた。」旨主張している。

しかしながら、C金融機関E支店は、「申立人名義の預金口座の開設日は、昭和58年4月25日である。」旨回答しているところ、同金融機関同支店から提出された申立人名義の預金口座に係る58年4月から60年10月までの普通預金元帳を見ると、口座振替により国民年金保険料を納付していた記録は確認できない。

また、申立人の妻は、「B市役所における国民年金の手続については覚えて

おらず、C金融機関の預金口座から口座振替により納付していたこと以外、詳細については覚えていない。」旨陳述しており、申立人に係る申立期間における国民年金の手続及び保険料納付に係る具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人の特殊台帳の「保険料に関する記録」欄を見ると、昭和 58 年 4 月の欄に「59 催」と押印されていることが確認できることから、申立人に対し、社会保険事務所（当時）から申立期間に係る国民年金保険料の催告が行われたと考えられるが、申立人の妻からは、当該期間の過年度納付をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金の手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人夫婦から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6675

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から48年5月まで

両親が私の知らない間に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。

一時期、会社で厚生年金保険に加入していたが、退職後から婚姻するまでの期間（申立期間）の国民年金保険料も両親が納付してくれていたと思う。

両親共に既に死亡しており、証明する資料は無いが、何事にもきっちりとした性格の両親を信じているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかし、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和44年3月31日にA県B市において払い出されていることが確認でき、オンライン記録及び当該手帳記号番号に係る特殊台帳によると、国民年金被保険者の資格取得日は43年12月1日、資格喪失日は45年12月23日と記載されている。

また、上記の特殊台帳によると、昭和45年度の「保険料に関する記録」欄に「還付45・12 450円」の記載が確認できるところ、当該記載は、申立人が昭和45年12月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格の喪失手続が行われたことに起因しているものと推認でき、その後、国民年金の被保険者資格の再取得に係る記載が無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと主張する申立人の両親は既に死亡しており、申立人自身も当該期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当該期間の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和55年2月9日に任意加入したことにより払い出されているところ、当該加入時点において、第3回特例納付制度が実施されていたものの、当該手帳記号番号においても申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を特例納付することはできない上、申立人も「当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と陳述していることから、当該期間の保険料を特例納付により納付したとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

亡妻は、A県B市C区に居住していた頃、同区役所の職員に勧められて国民年金の加入手続きを行い、昭和44年7月\*日に婚姻するまでの国民年金保険料は自身で納付していたと言っていた。

亡妻の国民年金保険料の納付方法等は分からないが、国民年金手帳を見ると、申立期間の国民年金印紙検認記録欄に斜線が引かれ、右ページの国民年金印紙検認台紙が割印され切り取られていることから、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係る特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月27日を国民年金被保険者の資格取得日として、同日にB市C区において払い出されている上、申立人の国民年金手帳によると、国民年金被保険者の資格取得日及び手帳発行日も同日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記国民年金手帳によると、申立期間の国民年金印紙検認記録欄に斜線が引かれており、現年度納付した場合に押されるべき検認印は見当たらない上、右ページの国民年金印紙検認台紙は、昭和36年度から38年度までは割印され、39年度は検認により割印され切り取られていることが確認できる。

さらに、申立人の夫は、「国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が割印され切り取られていることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、保険料を現年度納付した際に国民年金印紙を貼付する国民年金印紙検認台紙は、前述の国民年金の加入手続時点において、昭和 36 年度から 38 年度までについては必要ではないことから、割印され切り取られたものである一方、39 年度については、加入後の昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月までの保険料を現年度納付することが可能であり、同印紙を貼付するために同台紙は必要であったことから切り取られず、同年 3 月の保険料を納付した後に社会保険事務所（当時）へ進達するために、検認により割印され切り取られたものであり、同台紙を切り取られていることが保険料の納付の事実を示すものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿により当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、申立人は既に死亡している上、申立人の夫は、申立人の保険料の納付には関与していないことから、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月 10 日から平成 8 年 4 月 1 日まで  
② 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便により A 社及び B 社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも著しく低く記録されていることが分かった。

申立期間①には、A 社に勤務し、当初は C 業務職として月額給与 20 万円、平成 3 年頃からは D 業務職として月額給与 25 万円をもらっており、4 年頃からは E 業務職として年俸 548 万円、7 年頃からは年俸 648 万円をもらっていた。

また、申立期間②には、B 社に転籍し年俸 648 万円、平成 9 年頃には年俸 585 万円をもらっていた。

申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を私の主張する額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 社は、「申立期間①当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している。

また、申立人から申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料の提出は無く、申立人の主張を確認することができない上、オンライン記録において、申立期間①にA社での被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、これらの同僚からも申立期間①の厚生年金保険料控除額を確認できる資料の提出は無かった。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

なお、申立期間①のうち、昭和61年10月1日から平成3年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記録は、昭和61年10月から63年9月までは20万円、同年10月から平成2年9月までは22万円、同年10月から3年3月までは24万円であり、申立人の主張する標準報酬月額(20万円)よりも高額又はそれと同額であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が当該期間の後に勤務したF社(現在は、G社)発行の平成10年分所得税源泉徴収簿及び雇用保険受給資格者証から、申立期間②のうち、9年8月以降の期間(雇用保険に係る算定対象期間のうち、離職日前6か月)については、申立人の主張する給与支給額がB社から支給されていたことがうかがえるものの、当該源泉徴収簿から確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、B社は、「申立期間②当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している。

さらに、オンライン記録において、申立期間②にB社での被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、これらの同僚からも申立期間②の厚生年金保険料控除額が確認できる資料の提出は無かった。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年頃から 34 年頃までのうちの約 3 年間  
A 社には、知人の紹介で就職した昭和 30 年頃から、結婚に伴い退職した 34 年 7 月頃までの期間のうち、約 3 年間勤務した。  
A 社に勤務した期間は住み込みで、B 業務をしていた。  
A 社では、雇用保険に加入していたため、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

一方、申立人がA社の所在地として記憶する住所近辺に所在したC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶する事業主及び複数の元同僚の氏名が確認できる上、同社の複数の元同僚も申立人を記憶していることから判断すると、申立人がA社として記憶する事業所はC社であり、申立人が申立期間の頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 35 年 3 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、前述のC社に係る被保険者名簿において、前述の昭和 35 年 3 月 1 日以降に被保険者資格を取得している者 16 人に照会したところ、11 人から回答があり、このうちの 4 人は自身の入社時期について、それぞれ昭和 25 年頃から 31 年頃までとした上で、「入社した当時、C社は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しており、当該 4 人のうち 2 人は、「会社が厚生年金保険

に加入する前は、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨陳述している。

さらに、C社は、平成14年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も所在不明のため、同社及び元事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14618（大阪厚生年金事案 7704 及び 11844 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 25 日から同年 4 月 7 日まで  
③ 昭和 40 年 4 月 10 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているので、これまで2回、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回の申立てに当たり、申立期間①のA社の二人の同僚及び申立期間③に係る元事業主の親族が経営している3社の連絡先を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C社を退職した約1年9か月後の昭和44年9月17日に払い出されているほか、オンライン記録において、申立人の国民年金保険料は、その7か月後の45年4月から納付されていること、ii) 申立人は、同社における被保険者資格を喪失後、厚生年金保険への加入歴が無いことなどを踏まえると、申立人が当時、脱退手当金を受給することに不自然さはないことがないこと、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらないことなどとして、既に大阪委員会の決定に基づき、

平成 22 年 10 月 1 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後申立人は、再申立てを行ったが申立人から新たな資料等の提出は無く、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間①の A 社の二人の同僚及び申立期間③の C 社の元事業主の親族が経営する 3 社の連絡先を提出するので、調査してほしい。」と主張しているが、A 社の二人の同僚は、「当時、申立人とは脱退手当金の話をした記憶は無い。申立人が脱退手当金を受け取ったかどうかは分からない。」旨陳述している上、C 社の元事業主の親族は、「我々が経営する事業所と C 社は、それぞれ独立して経営していたことから、同社における脱退手当金の取扱いについては分からない。」旨陳述しており、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していなかったとする新たな事情は得られなかった。

そのほか、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月頃から 34 年 10 月 12 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 12 日から 40 年 5 月 16 日まで

私は、A社に昭和 31 年 5 月頃に入社し、40 年 5 月まで勤務したにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①も同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社において厚生年金保険の加入記録のある申立期間②について、社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をした際に、脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、私は請求も受給もしていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は「私はA社に昭和 31 年 5 月頃に入社した。」と主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役は死亡している上、複数の同僚が陳述する当時の社会保険事務担当者は、現在、病気療養中であることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①に被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人が、「私より先に入社していた。」と記憶する同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立期間①の始期の約2年後である上、当該同僚は、「私の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致している。」と陳述している。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、A社において昭和34年10月12日に資格を取得しており、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は「脱退手当金は受給していない。」と主張している。

しかし、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、A社に係る被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、被保険者名簿により、申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載された女性被保険者のうち、昭和37年から43年までの期間に被保険者資格を喪失し、資格喪失後6か月以内に被保険者資格を再取得しておらず、脱退手当金の受給要件を満たしている10人（申立人を除く。）について支給記録を確認したところ、8人に支給記録が確認できる上、そのうち2人は、「脱退手当金については、会社が請求手続を代行していたことを覚えている。」と陳述していることを踏まえると、当時、A社においては、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 63 年 1 月 10 日から平成 9 年 1 月 31 日まで

私は、A社の代表取締役を誘われて、申立期間①は同社に、申立期間②は同社又は同社に在籍しながらB社に勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時、A社の代表取締役はB社も経営していたが、両社は実質同じ会社であった。

A社の平成8年11月分の給与支給明細書及び同社が振り出した小切手を提出するので、調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間①並びに②のうち、昭和63年1月10日から同年8月31日までの期間及び平成9年1月28日から同年1月31日までの期間について、また、B社は、申立期間①並びに②のうち、昭和63年1月10日から平成6年7月31日までの期間及び9年1月29日から同年1月31日までの期間について、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が記憶するA社の代表取締役は死亡していることから、当該者に対し、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社及びB社の申立期間②当時の複数の元取締役に照会したところ、両社の取締役であった3人から回答が得られたが、そのうち2人は、「申立人は当社の従業員ではなかったと思う。」旨陳述し、残りの1人は、「申立人は

C業の下請業者であった。」旨陳述している。

加えて、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、回答が得られた複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について陳述は得られなかった。

また、申立人は、「昭和57年4月1日に、A社の当時の代表取締役様に誘われて入社した。」と陳述しているが、A社の商業登記簿謄本を見ると、申立人が記憶する代表取締役は、平成5年6月\*日に代表取締役に就任している上、申立人は、「私より先にA社に入社した同僚を記憶している。」と陳述しているが、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は4年11月1日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社に係る平成8年11月分の給与支給明細書を見ると、i) 12年4月に施行された介護保険の保険料欄が設けられていること、ii) 厚生年金保険料控除額は当時の保険料率により算出された額ではないこと、iii) 同社の給与計算及び社会保険事務担当の元取締役並びにB社の元事務担当者は、「申立人から提出された給与明細書は、当社が使用していた様式ではない。」旨陳述していることから、当該明細書は、当時、事業主により発行されたものとは認められない上、申立人から提出されたA社が振り出した2枚の小切手を見ても、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、D市は、「申立人は、昭和53年1月6日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成12年3月30日に被保険者資格を喪失している。」旨回答していることから、申立人は、申立期間①及び②において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14621（滋賀厚生年金事案 759 及び近畿（滋賀）厚生年金事案 14179 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 36 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 7 月に A 社に入社した。当時は、健康保険に加入していない会社もあったので、会社が健康保険に加入していることが大きな入社条件だった。しかし、同社に係る厚生年金保険被保険者記録は 36 年 10 月からとなっているので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回の申立てに当たり、初回申立ての際に提出した当時の写真に追加して新たな写真を提出するので、当該写真を同僚に確認してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の上司及び申立期間に勤務していた同僚の陳述から、入社した時期は明らかではないものの、申立人が昭和 34 年 7 月頃から A 社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は、50 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、上記の上司及び同僚に聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況に係る陳述が得られないこと、ii) オンライン記録によると、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得者については、数人ずつが同一日に資格を取得している状況が見受けられることから、申立期間当時の同社では、一定期間に入社した従業員の被保険者資格の取得を、まとめて行っていた可能性が考えられること、iii) 事情を聴取できた同僚の中には、申立期間当時の同社では試用期間があり、入社してすぐに厚生年金保険に加入できなかつたと陳述する者も見られること、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人

の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無く、同名簿の記録に不自然な状況はうかがえないことなどから、既に年金記録確認滋賀地方第三者委員会（当時。以下「滋賀委員会」という。）の決定に基づき、平成 22 年 9 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は新たな資料等を提出することなく、申立期間当時、A社に勤務していた同僚と連絡が取れれば、新たな情報が分かるのではないかと思うと、再度、申立てを行ったところであるが、申立人と同様に、昭和 36 年に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在の確認できた 6 人の同僚（前回の申立てにおいて、既に照会した者を含む。）に照会したところ、回答が得られた 4 人の同僚のうち、資格取得日よりも前に入社したと記憶する同僚からは、自身の入社日から資格取得日までの期間に厚生年金保険料が控除されていたという陳述は得られなかった上、申立人の申立期間に係る保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述も得られなかったことから、既に年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）の決定に基づき、平成 25 年 8 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、初回申立ての際に提出した当時の写真に追加して新たな写真を提出するので、当該写真を当時の同僚に確認してもらいたいと申し立てている。

しかしながら、上記写真は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す資料ではない。

そのほかに滋賀委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から同年11月1日まで

私は、昭和17年4月からA社B工場に勤務し、C職などとして業務に従事していたが、申立期間に係る労働者年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、資格取得日が昭和17年4月20日である記号番号が払い出されていることが確認できるところ、当該記号番号と連番であり、資格取得日が同日である複数の被保険者について、申立人が記憶する複数の同僚の姓と一致する上、当該複数の者に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）により、これらの者がA社B工場で資格を取得していることから判断すると、当該記号番号は申立人に払い出されたものであると推認できる。

しかし、労働者年金保険料の徴収が開始されたのは昭和17年6月1日以降であり、前述の申立人に払い出されたと推認できる記号番号の資格取得日である同年4月20日は、健康保険のみが適用されていた時期であることから、当該記号番号の資格喪失日について日本年金機構D事務センターに照会したところ、同センターは、「旧台帳及びA社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿等の資格喪失日が確認できる資料が見当たらないことから、資格喪失日は不明である。」旨回答しており、当該記号番号の資格喪失日が同年6月1日以降であることについて確認することができない。

また、A社B工場は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も特定できない。

さらに、前述の記号番号と連番で払い出されている複数の記号番号がE社（後のF社）G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、時期は特定できないが、A社B工場はE社に継承されたと考えられるところ、同社の法人格を承継したH社は照会に対し、「資料が無いため、申立人の勤務実態及び労働者年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿に記載された被保険者のうち、連絡先の判明した23人に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。